

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした受検自粛要請事項により
令和4年度(後期)技能検定試験の受検を自粛された場合の取り扱いについて

愛知県職業能力開発協会

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは感染の疑いがあるため、感染拡大防止措置に従い受検を自粛いただいた場合に、当該試験の受検手数料をお返しいたしますので手続きをしてください。ご不明な点はお早めに愛知県職業能力開発協会技能検定課までお問い合わせください。

記

1 受検手数料をお返しする手続きについて

- (1) 提出データ 受検手数料返却依頼書データ
- (2) 提出先 愛知県職業能力開発協会技能検定課指定メールアドレス
- (3) 提出期限 自粛いただいた試験の実施日から2週間以内(実施日を含む)
【例】試験日2月12日(日)→提出期限2月25日(土)
- (4) 提出方法 提出期限内に当協会ホームページに用意した手数料返却依頼書作成フォームにより作成した依頼書データ(PDFファイル)を指定メールアドレスに送信してください
- (5) 受検手数料返却予定月日
令和5年3月(返却期日決定後当協会ホームページでお知らせします)

2 受検手数料をお返しできる場合、できない場合

(1) お返しできる場合

次のア～カに該当して受検を自粛された場合

ア 試験当日に次の症状があり受検を自粛した

○平熱を超える発熱又は37.5度以上の体温 ○咳、のどの痛みなどの風邪の症状 ○だるさ(倦怠感)、息苦しさ ○嗅覚や味覚の異常 ○身体が重く感じる、疲れやすい等

イ 試験当日が新型コロナウイルス感染症陽性判定者としての待機期間中であつた(待機期間とは、有症状者については、発症日から7日間(発症日は含まない)かつ回復後24時間、無症状者については、検体採取日から7日間※(採取日は含まない)のことである。)

- ※なお、5日目の検査で陰性を確認した場合には、その翌日から療養解除となります
- ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があり、待機期間中であった
- エ 国外から帰国、入国後、検疫所の宿泊施設及び自宅での待機を求められ、待機期間中であった
- オ 試験日前5日間以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいた
- カ 試験会場である施設の規則により試験会場への入場が許可されなかった

(2) お返しできない場合

ア 欠席理由による場合

- 業務の都合による欠席
- 冠婚葬祭等自己都合による欠席
- 受検申請日以前からの事由（基礎疾患等）による欠席
- 試験日以前から新型コロナウイルス以外の感染症の罹患による発熱等の症状により療養していた場合（インフルエンザ、はしか等）
- その他怪我等、新型コロナウイルス感染症に関係のない事由による欠席

イ 手続き、受検状況による理由による場合

- 提出期限内に必要な事項をすべて記入した受検手数料返却依頼書データを提出しなかった場合
- 実技試験の試験区分が2以上ある作業で、自粛した試験に先立って実施された別の区分の実技試験を2（1）に該当しない理由で欠席している場合
【例】実技試験の判断等試験の受検を自粛したが、判断等試験より前に実施された同作業の製作等作業試験を自己都合により欠席していた。
- 試験開始後に受検を取りやめた場合

愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験 G)

○住所

〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3-14

○電話 052-524-2034

○FAX 052-325-5788

○メール kentei@avada.or.jp

(問い合わせ専用ですデータ提出アドレスではありません)

○ホームページ <https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=355>